

平成 2 8 年 度

教 育 委 員 会 定 例 会 (9 月) 議 事 録

四條畷市教育委員会事務局

教 育 委 員 会 定 例 会

1 平成28年9月28日(水)午前10時00分 四條畷市役所東別館201会議室において、教育委員会定例会を開催する。

2 出席委員

教 育 長	森田 政己
教育長職務代理者	山本 博資
委 員	大村 民子
委 員	原 知雅
委 員	田伏 義孝

3 事務局出席者

教 育 部 長	坂田 慶一	地 域 教 育 課 長	杉本 一也
教育部次長兼教育環境整備室長兼課長	西口 文敏	教育部上席主幹(地域教育課担当)兼主任	村上 始
教 育 総 務 課 長	阪本 律子	学校給食センター所長	林 雅弘
学 校 教 育 課 長	芝田 孝人	図 書 館 長	永野 国広
教育環境整備室上席主幹兼学校教育課人権教育・教科指導担当課長	河上 弘子	公 民 館 長 兼 主 任	勝村 隆彦
教 育 環 境 整 備 室 上 席 主 幹 兼 主 任	谷口 隆史	教 育 総 務 課 長 代 理 兼 主 任	櫻井 康弘
子 ども 政 策 課 長	藤岡 靖幸	教 育 総 務 課	織田 紗樹

4 議事録作成者

教 育 総 務 課 織田 紗樹

5 付議案件

議案 第12号	四條畷市立幼稚園規則を廃止する規則について
報告 第10号	四條畷市立認定子ども園条例について
報告 第11号	平成27年度 四條畷市教育委員会 点検・評価 について

森田教育長	<p>只今から、9月の教育委員会定例会を開催します。</p> <p>それでは、四條畷市教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、会議録署名者の指名を行います。</p> <p>本日の会議録署名者は、山本教育長職務代理者にお願いします。</p>
山本教育長職務代理者	はい、わかりました。
森田教育長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第12号 四條畷市立幼稚園規則を廃止する規則についてを議題とします。事務局から本件の内容説明を願います。</p>
藤岡子ども政策課長	はい、委員長よろしいですか。
森田教育長	はい、どうぞ。
藤岡子ども政策課長	<p>議案第12号 四條畷市立幼稚園規則を廃止する規則について、内容説明を申し上げます。提案理由といたしましては、平成28年市議会第3回定例会9月議会において、四條畷市立認定こども園条例が議決されたことに伴い、同条例において四條畷市立幼稚園条例を廃止したため、四條畷市立幼稚園規則の廃止について本案を提出するものでございます。</p> <p>条文といたしましては、「四條畷市立幼稚園規則(昭和62年教育委員会規則第3号)は、廃止する。」、附則として、「この規則は、平成29年4月1日から施行する。」と定めております。簡単ではございますが、内容説明は以上となります。</p>
森田教育長	ありがとうございます。本件について、質疑等ございましたらどうぞ。
森田教育長	<p>質疑等ございませんので、ここでおはかりいたします。議案第12号 四條畷市立幼稚園規則を廃止する規則について、原案のとおり可決することに異議はございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
森田教育長	異議がないようですので、議案第12号については原案のとおり可決することに決しました。
大村委員	<p>すみません、関係したことでちょっとお聞きしたいのですが。</p> <p>子ども園になると、幼稚園の教諭と保育園の保育士との関係はどのようになりますか。変化はないのでしょうか。</p>

藤岡子ども政策課長	<p>保育園の先生と幼稚園の先生がいますが、両方とも認定こども園になりましたら、保育教諭ということで、両方の免許をもった者が、そのこども園に勤務するということになります。免許の更新が切れている職員も保育士の中にはいますが、その者については、経過措置がありまして、平成27年度から新制度が始まりまして、31年度までの5年間で、免許の更新、また取得をしておしまして新たに両方とも職員が保育教諭として勤務するということになります。</p>
大村委員	<p>今現在勤務されている方は既に二種の免許を持っておられるということですか。</p>
藤岡子ども政策課長	<p>実際には、両方の免許を持っていない者も数名います。その者については、この5年間で免許を取得していくということになっています。大半の職員については持っていますので、免許の更新ということで手続きは進んでおります。</p>
大村委員	<p>分かりました。ありがとうございます。</p>
森田教育長	<p>質問ということで、前後いたしました、もう一度おはかりいたします。 議案第12号 四條畷市立幼稚園規則を廃止する規則について、原案のとおり可決することに異議はございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
森田教育長	<p>異議がないようですので、議案第12号については原案のとおり可決することに決しました。</p>
森田教育長	<p>次に、報告第10号 四條畷市立認定こども園条例について、事務局から本件の内容説明をよろしく願いいたします。</p>
藤岡子ども政策課長	<p>報告第10号 四條畷市立認定こども園条例について、ご説明させていただきます。平成29年度から認定こども園を設置するにあたり、四條畷市議会9月定例会で四條畷市立認定こども園条例が議決されたため、報告するものでございます。</p> <p>四條畷市立認定こども園条例の条文の内容を載せております。これにつきましては、前回の定例会でご説明させていただいた通りの内容になっておりますので、改めての説明は割愛させていただきます。なお、認定こども園の規則につきましては、現在作成中でございますので、できましたら今後報告させていただきたいと思っております。以上で説明を終わらせていただきます。</p>

森田教育長	<p>前回ご説明いただいた内容にはなりますが、気になった点や質疑等ございましたらどうぞ。</p>
原委員	<p>第8条の(4)「管理上必要な指示に従わないとき」と(5)「その他入園を承諾することが適当でないと認められるとき」というのは、保護者に対する文だと思うのですが、例えばどのようなことを想定していますか。</p>
藤岡子ども政策課長	<p>現在の保育所の承諾条件と整合性をとるために置いているところではございますが、特に管理上必要な指示に従わないという想定は今のところはないのですが、例えば、皆さんが通園されている中で、すごく影響を与えてしまう、悪影響のようなことが生じた場合に、ということだと思っております。</p>
原委員	<p>保育所ではもう既にこの文が載っているのですか。これを実施したことはありますか。</p>
藤岡子ども政策課長	<p>ありません。</p>
森田教育長	<p>他によろしいでしょうか。</p>
大村委員	<p>はい、よろしいでしょうか。</p>
森田教育長	<p>どうぞ。</p>
大村委員	<p>附則の5番ですが、時間が超過した時に徴収するというような事があると思うのですが、超過というのはどのように把握されているのですか。どこでどのような立場の方がチェックしていかれるのでしょうか。</p>
藤岡子ども政策課長	<p>預かり保育の担当職員が、保護者の迎えの時間等をノートに記帳したものを確認し、それに基づいて請求させていただくというように考えています。</p>
森田教育長	<p>他にご質問ございますでしょうか。</p>
森田教育長	<p>質疑等ないので、次の議題に入ります。 報告第11号 平成27年度の四條畷市教育委員会点検・評価 について、事務局から本件の内容説明をお願いいたします。</p>
阪本教育総務課長	<p>平成27年度の四條畷市教育委員会 点検・評価 について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、点検・評価の結果に関する報告書を作成したため、報告するものでございます。</p>

お手元の報告書の3ページをご覧ください。教育委員会の点検評価につきましては、平成19年6月に改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条により、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない」とあり、本市では、平成24年度実施事業分から、点検及び評価を行うにあたり、大阪教育大学特認教授 島善信先生、京都女子大学教授 岩槻知也先生に外部評価者として評価・助言をいただいています。

平成27年度の四條畷市教育委員会点検・評価につきましては、7月21日に第1回会議を、8月18日に第2回会議を開催し、先生方にご意見、ご指摘をいただき報告書を作成しております。点検・評価の対象といたしましては、四條畷市の教育の大綱である教育振興ビジョンから主要な施策となるものを選定し、平成27年度の事業等の取り組み状況を対象としています。また、前年度にご指摘いただきました、市民目線で分かりやすい文章をこころがけ、専門的な言葉には注釈等の掲載。各事業の予算額・決算額見込みについて、継続的に点検を行うため、年度別に掲載できるものについては掲載すること。また、昨年度、先生方からいただいた個別の指摘事項に注意し作成を行いました。

次に、点検・評価報告書について、前年度からの変更点をご説明いたします。評価シートにつきましては、今年度の会議において、全体的にご指摘いただきました、デジタルによる表の作成、注釈の内容の充実、評価の根拠などを追記しています。その他に、報告書1ページ目に、四條畷市教育委員会の全体的な取り組みを掲載、2ページに平成27年度の主な取り組みを抽出し、平成32年度の学習指導要領の全面改訂に向け、市の方向性等を掲載させていただきます。また、7ページ(4)教育委員の主な研修及び活動について、前年度までは表のみの表記でしたが、今回は文章にて説明書きを掲載させていただきました。14ページ以降の各シートにつきましては、後ほどご覧いただきますようお願いいたします。

次に、別添の外部評価者の意見・助言等をご覧ください。島教授につきましては、全体と学力向上における個別のご意見をいただいています。岩槻教授につきましては、主に社会教育における個別のご意見をいただいています。特に、島教授からは、2020年問題、平成32年度のことですが、この重要性を今後の教育委員会の全体的な課題として意識づけるように、とのご意見をいただいています。平成28年度につきましては、両先生からいただいたご意見を参考に事務等を実施いたしまして、次年度につきましても今後、教育委員会で行う事業について点検・評価を行っていきたいと考えています。以上です。

森田教育長

ありがとうございました。本件について、何かご質問等ありますか。

原委員	よろしいでしょうか。
森田教育長	原委員、どうぞ。
原委員	<p>島先生の個別助言の8番ですが、「乳幼児教育保育アクションプランとは何か」という質問に対する答えが、「特に幼稚園や保育園に通園する乳幼児を対象とした幼児教育を推進するための計画です」という一行で表されていますが、アクションプランはちゃんとスタートして、部会も何回かされていて、現場と有識者及び所属長が別々に計画を進められているかと思いますが、まだ1年経ってないけれど、実際の手ごたえというか、プランと実施した積み上げとが果たして幼児教育を推進するためのプランに終わらず、実のあるものが望めそうでしょうか。</p>
河上教育環境整備室上席主幹兼学校教育課人権教育・教科指導担当課長	<p>今年度中にプランを作成するというところで、今実際に学校現場や保育現場でやっただけを出し合っていて、それぞれ何を継承していくか、何を変えていくかというのを話し合っているところです。同時並行で、幼保、小学校の先生方に来ていただいて合同の研修もさせていただいています。その中で、0歳から15歳まで一本しっかり通して教育をしていこうとベクトル合わせをしているところです。これが実際に生きてくるのは、来年度以降になると思いますが、今までそれぞれがやっていたものを一本通してやっただけでいかないといけないという意識合わせができているという実感は生まれています。</p>
原委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>その前の7番②で「幼保から小への引き継ぎについての意識のずれについて具体的に」と書かれていて、このずれが一言で言えば担任がまだ決まっていないことによる引き継ぎの時期的なものだけにとどまっているようだったので、もっと多面的に考えていただけたらと思いました。目線が現場からずれているような印象を受けました。</p>
河上教育環境整備室上席主幹兼学校教育課人権教育・教科指導担当課長	<p>点検評価の会議の時に、外部評価者の方とはいろんなやりとりをさせていただいて、抜粋の意見を記載していますが、実際の取り組みについては、十分、外部委員の方の理解も得ているという状況です。あわせて、現在、系統性のある支援研究事業でも幼保小中高の引き継ぎという事も研究していますので、その中では、意識のずれはあるけれども内容・中身・時期など様々な観点で検証しており、それは来年には必ず生きてくると思っています。</p>
阪本教育総務課長	はい、よろしいでしょうか。
森田教育長	教育総務課長、どうぞ。

阪本教育総務課長	私の説明不足で申し訳ありません。只今、河上課長から説明のあった内容については、57ページに掲載しています。(内容読み上げ)以上でございます。
森田教育長	ありがとうございました。
原委員	平成29年度から、あおぞら幼稚園がいわゆる認定こども園になるので、担当課が子ども政策課ということは、乳幼児の部分は教育委員会ではなく市長部局になると思うのですが、教育委員会がまったく切り離されるのでしょうか。教育基本法で学校のまず最初に幼稚園と規定されているので、まったく関係なくなる訳でもないと思うのですが、子ども政策課に集中してしまっただけ良いのでしょうか。今後の幼児教育の在り方を教えていただけたらと思います。
坂田教育部長	はい、よろしいでしょうか。
森田教育長	坂田教育部長、どうぞ。
坂田教育部長	<p>原委員のご意見はごもつともだと思えます。これまでも教育委員会の立ち位置については、試行錯誤を重ねながら、どのように市長部局と連携していくかという課題を抱えていました。法改正とあわせて、教育大綱が制定され、市長部局と教育委員会が一体となって施策を進めていくことで、就学前の子どもたちを全市的にみていこうとなりました。これまでの保育所は市長部局、幼稚園は教育委員会ということではなく、一体的、全市的にみていこうという方向性に切り替わってきたと思っています。その中でも、これで良いのかと、常に課題が生じた時には検討を積み重ねてきたところですが、従前から、幼児教育は小学校教育にも繋がる重要な土台作りの場であると、教育委員会事務局としても認識しており、しっかり連携しながら推進していきたいというスタンスに変わりはありません。</p> <p>縦割り行政ではなく、連携をしながら、視点は本市の就学前の子どもたちをどのように、子育て支援や幼児教育を含めて、全市的に展開していくのかを意識をしながら、進めていきたいと思っています。これからも、様々なお立場からのご意見をいただきたいと思っていますので、よろしく願います。</p>
原委員	現場はこのまま両方にまたがってやっていったら良いということでしょうか。
坂田教育部長	認定こども園となりますと、所管はやはり子ども政策課になります。しかし、そこにあるソフト事業・内容については教育委員会と密接な関係性がある

	<p>りますので、そこは連携をしていくということでございます。所管を聞かれますと、市長部局の所管になりますが、教育の視点というのを注入するためには教育委員会もしっかりと関与していかなければいけないと考えています。</p>
原委員	<p>分かりました。ありがとうございました。</p>
森田教育長	<p>他に、何かございますでしょうか。</p>
山本教育長職務代理者	<p>はい、よろしいでしょうか。</p>
森田教育長	<p>どうぞ。</p>
山本教育長職務代理者	<p>評価者の意見・助言をざっと見ますと、評価されている例えば島先生の8番の「特に力を入れていると感じた項目が5項目あります」ということで、評価されているところはこの資料を見て分かるのですが、課題だと思われている部分がよく見えてこないです。シートや報告書の作り方などの指摘はありますが、本市の教育全体を見てもらって、どこが課題なのか、どう取り組んだら良いとか、全体を見て何か意見は述べられましたか。</p>
坂田教育部長	<p>島教授から、全体的な総括ということで、具体的な意見ではありませんが、問題提起はされたと思います。先ほどありました2020年問題、国の要領改定によって、学校教育現場が大きく変化していくということをしっかりと見極めながら、今後の事業展開をすべきであるということの問題提起されました。現在の事業と、今後、将来的に国が推し進めようとしている事業との整合について検討する必要があるということかと思えます。</p>
森田教育長	<p>他に何かございますでしょうか。</p>
森田教育長	<p>それでは、以上で、本日本日予定の案件の審議は、すべて終了しました。これをもちまして、定例会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。</p>

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成28年10月26日

四 條 畷 市 教 育 長 森 田 政 己

四 條 畷 市 教 育 委 員 会 委 員 山 本 博 資